

島根県報

平成21年8月7日(金) **号外 第 140 号** (每週火·金曜日発行)

(毋週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

* L
7/17
/K
> \

【告 示】

道路の区域の変更(道路維持課) 2道路の供用開始(") 3境界地の道路の管理方法についての協議の成立(") 4

告示

島根県告示第601号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年8月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

/7 / 2 H	h &		線		道	路	の		区	域		// +/r L 7 [1]		
種	各の類	路		名	区	間	変更後の		敷地の 幅 員	延 :		管轄する地大機関の名利		考
県道		佐田小田		停	出雲市佐田町毛津字渕 ノ元677番1地先から	前		メートル 4.00~ 13.00	メート <i>,</i> 326.	. 00	出雲県土整備	道路改良工事		
県 i		車場	場線		同町字宮ノ下川 番2地先まで	川挟314	後		7.00~ 31.00	326.		事務所	拡幅	
IJ					益田市東町ロ1133番 地先から同町ロ2411		前	A	6.00~ 70.00	1, 046.	. 00		左記のA及びBは関係	
		益田粮	田種三隅	隅	2地先まで		·····································	Α	6.00~ 70.00	1, 046.		益田県土整備 事務所	図面に表示する敷地の 区分をいう。 道路改良工事	
					益田市東町ロ1 地先から同町ロ 1地先まで			В	19.00~ 31.00	76.	. 00		ダブルウェイ	

島根県告示第602号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年8月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考
県 道	出雲インター線	出雲市東神西町90番1地先から同市神 西沖町225番1地先まで	メートル 400.00	平成21年 8月10日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第603号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項の規定により、境界地の道路の管理の方法について協議が成立したので、同条第5項の規定により告示する。

その関係図書は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年8月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の種類及び路線名

県道甲田作木線

2 関係道路管理者の氏名及び住所

広島県 代表者 広島県知事 藤田雄山

広島県広島市中区基町10番52号

3 管理の方法

関係図書に表示した管理区分線(広島県安芸高田市高宮町川根字火ノ山1963番1地先及び島根県邑智郡邑南町上田3590番1地先)から起点側の区間は広島県が、終点側の区間は島根県が管理するものとする。

4 効力発生の年月日

平成21年7月27日